

諮問日：令和元年8月13日（令和元年度（情）諮問第15号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（情）答申第25号）

件名：高松高等裁判所における開廷情報に関する文書等の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「翌3連続開庁日における刑・民の開廷情報についての文書一切」及び「御庁における開廷情報開示の運用・基準等を示す文書一切（当日掲示分を除く）（インターネット上の開示・マスコミ対応・口頭問合せ）」（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が令和元年5月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、三権分立での司法権において最重要な機関であるし、高等裁判所はそれに準ずる機関である。行政権に属する検察庁においても、裁判の日程の公開情報について下級庁に文書通知しているのであり、国民主権における司法権にとって、「裁判」とは唯一かつ最大の権力の使命である。その裁判の情報について、特に裁判員裁判については、各庁で開示申合せの文書を作成している。これは、最高裁判所からの文書通知があったものと認めるのが相当で

ある。また、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所で多くの庁の場合、開示対応しているのに対し、同じ高等裁判所管内、地方裁判所管内であっても、庁によって回答拒否の庁が分かれるが、そのうえで、高松高等裁判所は回答拒否庁であり、その理由を確認して、それが本当に司法権にとって利益となるのか、もしくは、国民主権のよとの司法権の地位を低下させる怠慢な対応なのか、考える必要がある。

国民主権のなかで、裁判日の情報について拒否する裁判所があるのは極めて不適切であるといわざるを得ず、最高裁判所が開示する裁判所情報をならって、下級裁判所においても開示すべきはずである。本件の同種の情報他他の裁判所も開示しているのであり、高松高等裁判所が業務に支障があるというのは不適当だといわざるを得ない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、個人識別情報（氏名）（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人等の名称）（同条2号イ）、公にすると裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（その内容が公になると、刑事部における、外部からの刑事事件に関する照会に対する具体的な対応が明らかになること等により、不正な照会を誘発するなど、裁判体の訴訟運営等に支障を生じるおそれがある情報）、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（その内容が公になると、報道機関における取材活動の内容が明らかになるなど、個々の報道機関の取材活動の存在、取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所との信頼関係を大きく損なうおそれがある情報）及び事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報（公表していない内線番号であり、公にすると、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障を来すなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがある情報）（同条6号）が記載されており、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年8月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1から3までの各文書を見分した結果によれば、これらの文書はいずれも開廷表であるが、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、民事訴訟又は刑事訴訟の当事者名（氏名又は法人等の名称）であると認められる。

本件不開示部分1のうち、個人の氏名は個人識別情報（法5条1号）に該当し、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報とは認められない。また、法人等の名称は公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号イ）に該当すると認められ、かつ、同号ただし書に該当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分1は、同条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 別紙記載4、6及び7の各文書を見分した結果によれば、これらの文書は高松高等裁判所における広報事務に関する取扱いやその運用についての申合せを記載した文書であるが、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）は、報道機関や一般来庁者への対応等を記載した部分であることが認められる。

このような記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分2を公にすると、

報道機関における取材活動の存在，内容が推知されるなどし，取材源の秘匿を基本原則とする報道機関と裁判所の信頼関係を大きく損なうおそれがあり，広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって，本件不開示部分2は，法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 別紙記載8の文書を見分した結果によれば，同文書は高松高等裁判所刑事部における刑事事件に関する照会への対応についての申合せが記載された文書であるが，このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分3」という。）は，裁判所職員の公表されていない内線番号のほか，刑事事件に関する照会への対応基準や，対応方法の留意事項等が記載されていることが認められる。

本件不開示部分3のうち，裁判所職員の公表されていない内線番号については，これを公にすると，職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障を来すなどして，裁判所における適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また，本件不開示部分3のうち，刑事事件に関する照会への対応基準や対応方法の留意事項等が記載されている部分については，その記載内容を踏まえて検討すれば，同部分を公にすると，高松高等裁判所刑事部における外部からの照会への対応基準等が明らかになることから，不正な照会を誘発するなどして，裁判体の訴訟運営等を始めとする裁判事務に支障を生じるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって，本件不開示部分3は，法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 4 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が上記1から3までのとおりそれぞれ法5条1号，2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると

認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 6階2号法廷開廷表（平成31年1月31日木曜日）
- 2 6階2号法廷開廷表（平成31年2月1日金曜日）
- 3 開廷表（平成31年1月31日（木）高松高等裁判所第一部，第1号法廷）
- 4 平成27年12月24日付け高松高裁民事部，高松高裁刑事部，高松高裁事務局総務課申合せ
- 5 第三者に対する事件情報の提供について（メモ）
- 6 広報事務に関する運用について
- 7 高松高等裁判所広報事務取扱要領
- 8 刑事事件の照会に対する対応について